

# 嘉手納基地所属米空軍兵の基地外における拳銃所持事件に関する意見書

12月6日、嘉手納基地所属の米空軍兵が基地から拳銃を所持したまま脱走し、読谷村の民間住宅地域において逮捕される事件が発生した。

報道などによると、事件は12月6日午後3時35分ごろ、米軍側から「米空軍兵1人が行方不明になり、拳銃を所持している疑いがある」と通報を受けて沖縄県警察本部や沖縄署が、警戒態勢を敷き捜索を開始、事件発覚から約2時間後の午後5時45分ごろ第18航空団のセキュリティ部隊に発見及び逮捕されたもので、逮捕時、この米空軍兵は拳銃とともに実弾15発も所持しており、逮捕された場所周辺は、小学校などがある住宅地域であり、同時間帯は、地域の子供達の下校時間にも重なっていることから、一歩間違えれば子供たちが重大な事件に巻き込まれていた可能性もあり、周辺住民は恐怖におののくとともに、大きな憤りを感じている。

また、この間、周辺自治体へは何ら連絡もされておらず、米軍の武器管理体制の不備により、基地周辺住民が自らの知らぬところで身の危険にさらされていた今回の事件は断じて看過できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、嘉手納基地所属米空軍兵の基地外における拳銃所持事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

## 記

- 事件の原因を徹底的に究明し、早急に公表すること。
- 実効性のある再発防止策を講じその策を公表すること。
- 通報体制を厳格に遵守し、正確、かつ、迅速な情報提供を行うこと。
- 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日  
沖縄市議会

## 宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長